明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	
第十一条第二項第二号の規定による書面の写しの保存	（略）
（略）	第八十七条第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	第八十九条第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	第九十一条の三第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	（略）
	第百十四条の五十第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	（略）
	第百十四条の五十三第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	第百十四条の五十三の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	（略）
	第百三十七条の五十一第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	第百三十七条の五十三第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	（略）
	第百四十一条第三項の規定による記録の保存
	（略）
	第百四十二条の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存
	（略）

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	
（新設）	（略）
（略）	第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項までの規定による書面の保存
第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項までの規定による書面の保存	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）
（略）	第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存
第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）
（略）	第百三十条第三項の規定による帳簿の保存
第百三十条第三項の規定による帳簿の保存	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）
（略）	第百三十七条の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存
第百三十七条の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）
（略）	第百四十六条第四項から第六項までの規定による書面の保存
第百四十六条第四項から第六項までの規定による書面の保存	